

防整整第18187号
令和7年7月31日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設整備課長
(公 印 省 略)

建設工事に係る設計意図伝達等業務積算要領について（通知）

標記について、建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（防整整第15222号。令和7年6月26日）に基づき、別紙のとおり定めたので、遺漏なきよう適用されたく通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、提供施設計画官

建築工事及び設備工事に係る設計意図伝達等業務積算要領

第1 定義

この通知において、設計意図伝達等業務とは、建設工事に係る設計意図伝達等業務の実施要領について（防整整18186号。令和7年7月31日）に示す設計意図伝達等業務をいう。

第2 適用範囲

防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）に係る建築工事及び設備工事の設計意図伝達等業務に係る積算価格を算定するに当たっては、建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（防整整第15222号。令和7年6月26日）によるほか、この要領の定めるところによる。

第3 積算価格の算定

1 直接人件費

- (1) 直接人件費は、技術者の労務の数量（人・日）に、別に定める基準日額を乗じて算定する。なお、基準日額は、整備計画局長が定める「設計業務委託等技術者単価」における技師Cの単価とする。
- (2) 設計意図伝達等業務のうち、設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、官庁施設の設計業務等積算要領（以下「積算要領」という。）第2章5.により算定する。なお、積算要領第2章5.2(2)に示す、第2章2.の算定方法を用いる場合は、以下の表に示す業務細分率を用いて算定する。

表 一般業務に係る算定に用いる業務細分率

	建築物の用途等	第1類			第2類		
	業務分野	総合	構造	設備	総合	構造	設備
設計意図伝達に関する業務細分率	(1)設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	0.1	0.09	0.1	0.1	0.09	0.09
	(2)工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	設計意図伝達等業務に関する業務細分率の合計	0.16	0.15	0.16	0.16	0.15	0.15

(3) 設計意図伝達等業務のうち、追加業務に係る業務人・時間数は、以下に示す業務人・時間数を計上するものとする。

なお、業務人・時間数とともに特記仕様書に記載し、業務の実態に応じて、監督官と協議の上、精算するものとする。

ア 工事の履行に必要な設計図書の変更を行うための図面作成及び積算業務等積算要領第2章2.の算定方法を用いて、実施設計業務時に算定した一般業務に係る標準人工数に10%乗じた業務人・時間数を標準とする。

2 諸経費

諸経費率は110/100を標準とする。

3 技術経費

技術経費率は15/100を標準とする。

4 特別経費

特別経費には、契約保証料、行政手数料、公共建築設計者情報システム（以下「PUBDIS」という。）への業務カルテ登録料等が含まれる。